

2024年度 第3回 高所作業車運転技能講習のご案内

(フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了者対象)

申込方法	電話・郵送又はインターネットによる予約・申込を受け付けています。 お申込みされる方は、ホームページの「各種講習の申込」(技能講習の予約・申込)を選択し、いずれかの方法でお申し込みください。		
講習日時・講習会場	1日目	2025年1月17日(金)	9:20~20:00 姫路商工会議所本館6階602会議室 姫路市下寺町43
	2日目	第1班:2025年1月25日(土) 第2班:2025年2月1日(土)	8:20~16:30 (株)きんでん 姫路営業所 姫路市飾磨区恵美酒270-7
受講対象者	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了者(フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受けていない方は高所作業車運転技能講習の実技講習を受講できませんので、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を事前に受講して下さい。) 満18歳以上で、①又は②に該当する学科一部免除資格者 ① 講習科目「原動機に関する知識」及び「運転に必要な一般的事項に関する知識」の受講の免除を受けることができる者(2科目免除資格者) ・移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ② 講習科目「原動機に関する知識」の受講の免除を受けることができる者(1科目免除資格者) ・建設機械施行技術検定に合格した者 ・大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 ・フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習及び不整地運搬車運転技能講習を修了した者		
募集人員(定員)	40名		
受講料等	受講料	35,200円(税込み)	1科目免除資格者・2科目免除資格者共通
	テキスト代	2,134円(税込み)	
	支払方法	受講料及びテキスト代は、講習開催日の5日前までに下記の口座にお振込みください。 入金が確認できない場合は受講をお断りしますので、予めご了承ください。 【振込先】 姫路信用金庫 東支店 普通口座 462681 (一社)兵庫労働基準連合会 姫路事務所	
講習科目	学 科	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 5時間 運転に必要な一般的事項に関する知識 ★ 2時間 関係法令 1時間	
	実 技	作業のための装置の操作	6時間
時間割	1日目 (学科)	9:20~9:30 オリエンテーション 9:30~15:40 ※ 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 15:40~17:50 ※ 運転に必要な一般的事項に関する知識 ★ 17:50~19:00 ※ 関係法令 19:00~20:00 学科試験	
	2日目 (実技)	8:20~8:30 オリエンテーション 8:30~15:30 ※ 作業のための装置の操作 15:30~16:30 修了試験	
修了証の交付	講習終了後、修了者に交付します。(原則即日交付)		
当日持参するもの	学科日	受講票 筆記用具 身分を証明する公的書類(自動車運転免許証、健康保険証、社員証、学生証)	
	実技日	受講票 印鑑 長袖作業服上下 作業靴(職場で作業している靴。サンダル等は不可) 軍手 ヘルメット 雨具(天候不順の場合) 昼食(外食可) 飲料水等	
その他	・ インターネットでお申し込みの方は、受講料等入金後、兵庫労働基準連合会・協会ネット予約システムにアクセスし、受講票を印刷のうえ、受講時に持参してください。 ・ 遅刻した場合は、理由の如何を問わず、受講をお断りします。(受講料は返金いたしません) ・ 長袖作業服上下、安全靴、ヘルメットを着用していない受講者は、実技講習の受講をお断りします。 ・ 実技会場には、売店等がありませんので、弁当、飲料水等を持参してください。 ・ お車でお越しの場合、駐車料金は受講者負担になります。 ・ 修了証を交付する際、受領印をいただきますので、印鑑をご用意ください。 ・ 予約の取消手数料は無料ですが、お申込み完了後(受講料入金後)は、受講料の返金、次回講習への振替はできませんので、予めご了承ください。		
お問合せ	(一社)兵庫労働基準連合会姫路事務所 〒670-0932 姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館3階 ☎079-224-6886		

【備考】

- 講習日時・講習会場に☆印が付されている講習1日目は、班分けを行わず、第1班・第2班合同で行います。
- 2日目の受講日(班編成)は、講習1日目にお知らせします。
- 受講対象者の①「2科目免除資格者」に該当する場合、★印が付されている講習科目「運転に必要な一般的事項に関する知識」の受講を免除されますが、講習科目「運転に必要な一般的事項に関する知識」を受講しない場合は、退室し、次の講習科目「関係法令」の受講に備えてください。
- 受講対象者の①「2科目免除資格者」に該当する場合、講習科目「運転に必要な一般的事項に関する知識」を受講するしないにかかわらず、講習科目「運転に必要な一般的事項に関する知識」に関する学科試験は免除されますので、予めご了承ください。
- 時間割に※印が付されている科目は、休憩時間が含まれています。